

重要) 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算充電インフラ整備事業
「普通充電器『商業施設及び宿泊施設等への設置事業(目的地充電)』等」における
予算残額に関するお知らせ

令和4年度補正予算および令和5年度当初予算で実施している充電インフラ整備事業
「普通充電器『商業施設及び宿泊施設等への設置事業(目的地充電)』等」の予算額としまして
約25億円(事務費を含む)とお知らせしておりますが、多数の交付申請を受理し、

6月8日(木)現在にて、予算残額が約6.8億円になりましたことをご知らせいたします。

今後も多くの交付申請の提出が想定され、**受付終了日前に交付申請額の累計が予算額を超えた場合は申請期限(9月29日)を待たずして申請受付を終了することになりますので、申請を予定されている方におかれましては速やかに交付申請を行うようお願いいたします。**

終了見込み時期：6月下旬

※終了見込み時期は、今後の申請状況や予算残額等により、前後する可能性があります。

上記は、予備分の配分を行わない場合の予算残額及び終了見込み時期です。予備分の扱いについては他の充電設備にかかわる交付申請の状況を踏まえた上で、配分先を決定し、後日公表します。

今後も執行状況を踏まえて予算残額を更新する予定ですので、当センターのホームページをご確認ください。

なお、本年度事業につきましては先着順の申請受付となっております。交付申請額の累計が予算額を超えた時点で受付は終了となります。その場合は、**当センターへの交付申請の到着日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、受理されず無効**となりますのでご注意ください。

(例えば、6月30日(金)中に予算額に達した場合は、6月29日(木)23時59分までの申請を有効とします。それ以降の申請は全て無効となり、センターより不受理通知をお送りすることになります。予備分を配分し申請の受付を再開した場合、最初から改めて申請をすることになりますので十分ご注意ください。)

当センターのホームページに[よくあるご質問](#)も掲載しておりますので、ご確認ください。

以上